

被扶養者認定基準

(目的)

第1条 健康保険法第3条第7項に定める被扶養者資格の審査・認定等を太平洋セメント健康保険組合（以下「組合」という）が、適正かつ公平に行うための基準を定める。

- 2 既に被扶養者として認定されている者に対する資格の再審査・再認定の取り扱いもこの基準による。

(原則)

第2条 被扶養者とは第3条に定める者で第4条により定義された者とし、被保険者が扶養しなければならない正当な理由があり且つ実際に扶養している者でなければならない。

(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者の範囲は、次のとおりとする。ただし、後期高齢者医療の被保険者である者は除く。

- 2 被保険者と同居、別居を問わず、主として被保険者によりその生計を維持する下記の者。
 - (1)被保険者の配偶者（内縁関係を含む）
 - (2)被保険者の直系尊属
 - (3)被保険者の子
 - (4)被保険者の孫、兄弟姉妹
- 3 被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者によりその生計を維持する下記の者。
 - (1)被保険者の三親等内の親族
 - (2)被扶養者と内縁関係にある配偶者の父母及び子
- 4 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母及び子であって、その配偶者の死亡後も引続き被保険者と同一の世帯に属して被保険者によりその生計を維持する者。

(定義)

第4条 「被保険者が扶養しなければならない正当な理由」とは、先頭順位による扶養義務者又は他の扶養能力を有する者のない場合をいう。先頭順位による扶養義務者の有無は戸籍謄本の提示を求めることにより、又他に扶養能力を有する者の存否は実態調査により認定するものとする。

2 「主として被保険者によりその生計を維持する者」とは、無収入及び第7条に定める被扶養者又は在学中のため生計を被保険者に依存している状態にある者をいう。

3 「被保険者と同一の世帯に属する者」とは、被保険者と住居及び家計を共同にする者を言い、同一の世帯に属するか、否かは市区町村の証明により認定するものとする。

4 「被保険者の三親等内の親族（被保険者の直系尊属、配偶者及び子を除く）」とは、被保険者の伯叔父母、兄弟姉妹、甥、姪、孫、曾孫及び被保険者の配偶者の父母、祖父母、曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥、姪、孫、曾孫をいう。

5 「在学中の者」とは、学校教育法に規定する学校に在学する者をいう。

(扶養義務者が複数の場合の認定対象者の帰属)

第5条 認定対象者にかかわる扶養義務者が複数ある場合は、扶養義務者の収入および扶養能力、被保険者の被扶養者としなければならない経緯または理由、生計維持の事実などを総合的に審査して組合がその帰属を判定する。なお、夫婦、親子等社会通念上被保険者よりも高い扶養義務を負う親族がいる場合は、扶養の認定は行わない。ただし、当該扶養義務者に扶養能力がないと認められる場合はこの限りでない。

(夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定)

第6条 夫婦共同扶養の場合における被扶養者認定については、以下に記した内容を参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行う(昭和60年6月13日保険発第66号・庁保発第22号)。

- (1) 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入(当該被扶養者届けが提出された日の属する年の前年の年間収入とする。)の多い方の被扶養者とするを原則とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(収入がある者についての被扶養者の認定)

第7条 被扶養者の認定要件のうち収入がある者の年間収入は、届出日から向こう1年間の継続性ある収入見込額とし、認定における収入の限度額は厚生労働省通知に基づくものとする。(昭和52年4月6日保発第9号)

- (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合は、認定対象者の年間収入130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては、180万円未満)かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。
- (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

(収入の範囲)

第8条 被保険者の収入の範囲は、原則として被保険者の所属する事業所から支払われる標準報酬月額、標準賞与額によるものとする。なお、任意継続被保険者については、一定の保険料負担により、原則として在職中と同様の給付を受けることができる任意継続の制度趣旨に鑑み、任意継続における標準報酬月額を以て収入とみなす。

2 認定対象者の収入の範囲は、原則として次のすべてを含むものとする。

- (1) 給与収入(パート、アルバイト等、通勤費を含む)
- (2) 年金収入(厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金、農業者年金、企業年金、各種の恩給・遺族年金・障害年金等)

- (3) 事業収入(自営業、農業、漁業、林業等)
- (4) 雇用保険の求職者給付金およびこれに準ずるもの
- (5) 健康保険、労働者災害補償保険等における休業補償金等
- (6) 不動産収入、利子収入、配当金収入
- (7) 被保険者以外からの仕送り金
- (8) その他継続性を有する収入

(被扶養者の届出及び提出書類)

第9条 被保険者が第3条各号の該当者を被扶養者として認定を受けようとするときは、被扶養者異動届及び被扶養者の状況報告書に必要な事項を記載して組合に提出しなければならない。

2 前項の提出書類には、次の書類を添付するものとする。但し、満16歳未満の者はこの限りでない。

- (1)市区町村長の発行する収入証明書又は所得証明書。
- (2)在学中の者については、学校長の発行する在学証明書。

(認定の期間及び時期)

第10条 被扶養者の認定は、被保険者の所属する事業所を管掌する組合が行う。

2 前項の認定は、次の各号の事由の生じた都度行うものとする。

- (1)あらたに被保険者資格を取得したとき。
- (2)被保険者資格継続中に被扶養者に増減があったとき。
- (3)被保険者証の検認又は更新を行うとき。

(認定の効力)

第11条 組合が認定対象者を被扶養者と認めた場合の効力は、次のいずれかによるものとする。

- (1)被保険者資格取得後または被扶養者認定資格が生じた日以後 5 日以内に届出をした場合は、当該事実が生じた日を認定日とする。
- (2)被保険者資格取得後または被扶養者認定資格が生じた日以後1ヶ月以内に届出をした場合は、原則として組合が届出を受領した日を認定日とする。ただし、やむを得ない理由で届出が遅れたと組合が認めたときは、当該事実が生じた日を認定日とする。
- (3)被保険者資格取得後または被扶養者認定資格が生じた日以後1ヶ月を超えて届出をした場合は、原則として組合が届出を受領した日を認定日とする。ただし、認定日を遡すべき理由を書面により証明し、組合がこれを認めた場合は、当該事実が生じた日若しくは組合が妥当と判断した日を認定日とする。
ただし出生においては6日を超えた届出であっても生年月日を認定日とする。

(被扶養者資格の削除)

第12条 被扶養者資格を喪失するときの削除日は、次のいずれかによるものとする。

- (1)被扶養者が就職又は結婚により扶養から外れる場合は、事由が発生した当日とする。
- (2)被扶養者の収入が第7条(1)(2)に記載する収入額を超えた場合は、その事実の発生した日

とする。

- (3)被扶養者が雇用保険の求職者給付を受給開始する場合は、受給開始日当日とする。(給付制限期間終了日(待期満了日)の翌日)
- (4)被扶養配偶者と離婚した場合は、離婚した日の翌日とする。
- (5)被扶養者が死亡したときは死亡日の翌日とする。

(被扶養者資格審査の放棄)

第13条 組合が提出または提示を要求する書類を、被保険者が正当な理由なく指定した期日までに提出もしくは提示しないとき、及び組合が要求する事実確認の回答を拒否したときは、被保険者が認定対象者にかかわる資格の審査を受ける意思を放棄したものとみなし、審査の対象から外すものとする。

附則

- ・ この規程は、昭和46年2月8日から施行する。
- ・ この規程は、昭和48年10月1日から施行する。
- ・ この規程の変更は平成18年10月1日から適用する。
(第1条:目的 健康保険法の条番号を変更)
- ・ この規定は、平成26年4月1日から適用する。
 - 第 1条:(目的) 条文を変更
 - 第 2条:(原則) 一部文章追加
 - 第 3条:(被扶養者の範囲) 一部文章追加、記号を変更
 - 第 4条:(定義) 旧基準の第5条から第8条までの条番号を第4条項番号に変更
 - 第 5条:(扶養義務者が複数の場合の認定対象者の帰属) 条文挿入
 - 第 6条:(夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定) 条文挿入
 - 第 7条:(収入がある者についての被扶養者の認定) 条文挿入
 - 第 8条:(収入の範囲) 条文挿入
 - 第 9条:(被扶養者の届出及び提出書類) 一部文章追加
 - 第10条:(認定の期間及び時期) 一部用語変更、旧基準の第11条・12条の条番号を項番号に変更
 - 第11条:(認定の効力) 旧基準の第13条の条番号を変更し条文変更
 - 第12条:(被扶養者資格の削除) 条文挿入
 - 第13条:(被扶養者資格審査の放棄) 条文挿入
- ・ この規定は、平成28年10月1日から適用する。
 - 第 3条:(被扶養者の範囲) 一部変更